

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（2020年4月1日現在）

商品名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法 （１）払戻方法 （２）払戻金額 （３）その他	・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年２月と８月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高１,０００円以上について付利単位を１００円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・２０.３１５％（国税１５.３１５％、地方税５％）の分離課税となります。 ２０３７年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当ＪＡ所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 ・口座開設手数料 １１,０００円（税込）、口座管理手数料年間 ３,３００円（税込）（２年目以降）
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１,０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部（電話：０５３６－２２－２２４１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
その他参考となる事項	・１人１口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T Mを利用した入金と記帳のみ可能です。・ 当 J Aの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |
|--|---|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 愛知東

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2020年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当ＪＡ所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 ・口座開設手数料 11,000円（税込）、口座管理手数料年間 3,300円（税込）（2年目以降）
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部（電話：0536-22-2241）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
その他参考となる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ＡＴＭ（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するＡＴＭを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月6日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ愛知東